

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 渋川市社協ヘルパーステーション指
定訪問介護事業運営規程

(平成18年2月20日制定)

| | | |
|----|---------------|---------------|
| 沿革 | 平成18年 2月28日議決 | 平成19年 3月28日議決 |
| | 平成19年 8月 1日決裁 | 平成20年 3月28日議決 |
| | 平成21年 4月 1日決裁 | 平成22年 4月 1日決裁 |
| | 平成22年10月 1日決裁 | 平成23年 4月 1日決裁 |
| | 平成23年 5月27日議決 | 平成24年 4月 1日決裁 |
| | 平成25年 4月 1日決裁 | 平成26年 4月 1日決裁 |
| | 平成27年 4月 1日決裁 | 平成28年 3月29日議決 |
| | 平成29年 3月15日議決 | 平成30年 4月 1日決裁 |

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する渋川市社協ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士及び介護職員初任者研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員等は、事業を利用する者（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般のわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 渋川市社協ヘルパーステーション
- (2) 所在地 渋川市渋川1760番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤職員1人（介護福祉士、サービス提供責任者と兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 常勤職員10人（介護福祉士8人、訪問介護員養成研修1級課程修了者1人、保健師1人、訪問介護員等と兼務）

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

- (3) 訪問介護員等 74人

常勤職員10人（介護福祉士8人、訪問介護員養成研修1級課程修了者1

人、保健師 1 人)

非常勤職員 64 人 (介護福祉士 35 人、介護職員初任者研修修了者 28 人、准看護師 1 人)

訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

(4) 事務職員 1 人 (非常勤職員)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前 7 時から午後 9 時までとする。

(5) 電話等により、緊急対応が可能な体制とする。

(事業の内容)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(利用料等)

第 7 条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割から 3 割までの額とする。

2 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う事業に要する費用は、その実費を徴収する。なお、本会所有の自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで 1 回の訪問につき 1,000 円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、渋川市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第 10 条 事業所は、利用者からの苦情、相談等の対応窓口を設置してその責任

者及び連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとする。

2 事業所は利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをしない。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事故が発生した場合、その原因を解明し防止策を講じて事故の再発防止に努めるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき損害が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(秘密保持)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約に明記するものとする。

3 本会は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする

(研修)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。

2 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会渋川市社協東部ヘルパーステーション指定訪問介護事業運営規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項については、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項については、平成30年8月1日から施行する。